

別紙

諮問第1773号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日に〇〇市で自死した中学〇年生に関する全ての文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和6年5月13日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条6号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年8月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年10月9日に実施機関から理由説明書を収受し、令和7年5月20日（第257回第一部会）から同年7月30日（第259回第一部会）まで、3回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会の審議事項について

実施機関は、日付、区市町村名、学年が特定されている本件開示請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）の存否を答えることにより、特定の学校において、生徒が自死した事実が発生しているか否かという情報を公にすることになり、当該情報は条例7条6号に該当する事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である旨説明する。また、弁明書において、当該情報は条例7条2号にも該当する情報である旨説明している。

このことから、審査会は、本件請求文書の存否を答えることにより公になる情報について、条例7条6号及び同条2号該当性を判断する。

イ 条例7条6号及び2号該当性について

実施機関は、本件請求文書の存否を答えることにより、条例7条6号に規定する、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を公にすることとなる旨説明する。

審査会が実施機関に確認したところ、本件請求文書が存在する場合には、学校において生徒等への心理的な影響やマスコミへの対応等、通常の学校事務とは異なる事務が発生し、その対応が優先となってしまう等の説明があった。しかしながら、そのことにより実施機関の事務又は事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、本件請求文書の存否に関する情報が条例7条6号に該当するとは認められない。

次に、実施機関は、弁明書において、本件請求文書の存否を答えることにより、条例7条2号に規定する、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を公にすることとなる旨説明する。

審査会が検討するに、本件請求文書は、日付、区市町村名、学年の記述により、関係者など一定範囲の者にとって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、その存否に関する情報は、条例7条2号本文前段に該当する。また、本件請求文書は、個人に関わる機微な情報で、個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、その存否に関する情報は、条例7条2号本文

後段にも該当する。さらに、内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

以上のことから、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例7条6号に該当する不開示情報を開示することになるとは認められないものの、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することになると認められるので、条例10条の規定により本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環